

認知症は、早期発見・早期対応すると、
症状の進行が緩やかになることが知られています
<例えば…こんなことはありませんか？>

- 物忘れが目立つ、約束したことを忘れる
- ごみ出しができない、部屋が散らかってる
- 認知症と診断されたけど、受診や介護サービスを拒否する
- 医療や介護サービスを利用したいがどうしたらよいかわからない…
- 認知症の症状が強く介護や対応に困っている

住み慣れた地域でいつまでも
安心して生活していけるように…
認知症初期集中支援チーム

地域包括支援センターの医療・介護・福祉の専門職がひとつのチームを組み、認知症の専門医の協力を得て活動しています。

認知症の人、または疑いのある人、その家族をチーム員が訪問し、お困り事に一緒に対応したり、適切なサービス・支援・医療機関に結びつけるなど、初期の支援を行うチームです。

対象 = 40歳以上で自宅で生活をしており、認知症の症状で困っている人

問合せ =

地域包括支援センター	第二地域包括支援センター	第三地域包括支援センター	第四地域包括支援センター
郡山北・郡山西・矢田 55-7733	片桐・西田中・新町(一部) 55-7011	昭和・治道・筒井 57-2233	平和・郡山南 51-0700

**若年性認知症相談会
を開催します(要予約・相談無料)**

65歳未満で発症する認知症のことを「若年性認知症」といいます。医療・介護・就労・経済的支援についてなどお気軽にご相談ください。ご家族からの相談も受け付けます。(相談は1人30分程度)

日時 = 9月1日(日) 13時～15時

場所 = 第四地域包括支援センター(平和地区公民館内)

相談員 = 奈良県若年性認知症サポートセンター 室長
尾崎 京子さん

申込・問合せ = 第四地域包括支援センター(☎51-0700)

**大和郡山市認知症サポーター
養成講座(受講無料・要申込)**

～認知症になっても安心して暮らせるまちづくり～

認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る、認知症サポーターになりませんか？

日程	時間	場所	定員
9月3日(火)	14:00～15:30	三の丸会館	15人

内容 = 認知症の症状と対応、予防についての基礎知識など

申込・問合せ = 電話で、地域包括支援センター
(☎55-7733)へ

後期高齢者医療保険 限度額適用認定証の交付について

医療費の限度額は所得区分によって異なります。医療機関の支払いを限度額までにするためには、所得区分により「限度額適用認定証」が必要な場合があります。

認定証が必要な人で、医療費が高額になる場合は、あらかじめ保険年金課(窓口101番)で「限度額適用認定証」の交付申請をし、医療機関に提示するようにしてください。

※平成30年度に認定証の交付を受けている人で、8月以降も認定できる人には、7月下旬に認定証を送付していますのでご確認ください。

※新たに認定証の交付を受けられる人は申請が必要です。(申請に必要なもの…保険証、印鑑・代理人が手続きされる場合は委任状など)

所得区分		医療機関に提示するもの	
現役並み所得者	Ⅲ (住民税課税所得 690 万円以上)	保険証	(認定証は不要)
	Ⅱ (住民税課税所得 380 万円以上)	保険証	限度額適用認定証 ← 申請必要
	Ⅰ (住民税課税所得 145 万円以上)	保険証	限度額適用認定証 ← 申請必要
一般 (住民税課税所得 145 万円未満)		保険証	(認定証は不要)
非課税世帯	低所得者Ⅱ	保険証	限度額適用・標準負担額減額認定証 ← 申請必要
	低所得者Ⅰ	保険証	限度額適用・標準負担額減額認定証 ← 申請必要

問合せ = 保険年金課 医療係 (内線 327・328)